

令和 2 年

市議会 3 月定例会議案

知 立 市



## 令和 2 年市議会 3 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
土 開	報告第 1 号	令和元年度知立市土地開発公社事業計画変更及び補正予算（第 1 号）
土 開	報告第 2 号	令和 2 年度知立市土地開発公社事業計画及び予算
生 涯	報告第 3 号	専決処分の報告について（物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解）
教 庶	同意第 1 号	知立市教育委員会委員の任命について
企 画	議案第 1 号	第 6 次知立市総合計画の変更について
子ども	議案第 2 号	第 2 期知立市子ども・子育て支援事業計画の策定について
都 計	議案第 3 号	知立市緑の基本計画の策定について
都 計	議案第 4 号	知立市都市計画マスタープランの策定について
協 働	議案第 5 号	知立市表彰条例の一部を改正する条例
企 業	議案第 6 号	知立市工場立地法に基づく準則を定める条例
総 務	議案第 7 号	知立市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 8 号	知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例
福 祉	議案第 9 号	知立市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例
福 祉	議案第 1 0 号	知立市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 1 1 号	知立市特別保育等の実施に関する条例及び知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 1 2 号	知立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 1 3 号	知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
市 民	議案第 1 4 号	知立市手数料条例の一部を改正する条例

市 民	議案第 1 5 号	知立市印鑑条例の一部を改正する条例
建 築	議案第 1 6 号	知立市改良住宅条例の一部を改正する条例
建 築	議案第 1 7 号	知立市市営住宅条例の一部を改正する条例
都 開	議案第 1 8 号	西三河都市計画事業知立駅周辺土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例
水道等	議案第 1 9 号	知立市水道事業の設置に関する条例及び知立市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
土 木	議案第 2 0 号	市道路線の廃止及び認定について
会 計	議案第 2 1 号	指定金融機関の指定について
	議案第 2 2 号	令和元年度知立市一般会計補正予算（第 6 号）
国 保	議案第 2 3 号	令和元年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
長 寿	議案第 2 4 号	令和元年度知立市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
国 保	議案第 2 5 号	令和元年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
水 道	議案第 2 6 号	令和元年度知立市水道事業会計補正予算（第 2 号）
下 水	議案第 2 7 号	令和元年度知立市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
	議案第 2 8 号	令和 2 年度知立市一般会計予算
国 保	議案第 2 9 号	令和 2 年度知立市国民健康保険特別会計予算
財 務	議案第 3 0 号	令和 2 年度知立市土地取得特別会計予算
長 寿	議案第 3 1 号	令和 2 年度知立市介護保険特別会計予算
国 保	議案第 3 2 号	令和 2 年度知立市後期高齢者医療特別会計予算
水 道	議案第 3 3 号	令和 2 年度知立市水道事業会計予算
下 水	議案第 3 4 号	令和 2 年度知立市下水道事業会計予算

報告第1号

令和元年度知立市土地開発公社事業計画変更及び補正予算（第1号）

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和2年2月25日提出

知立市長 林 郁 夫

報告第2号

令和2年度知立市土地開発公社事業計画及び予算

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和2年2月25日提出

知立市長 林 郁 夫

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

（専決第1号）

（専決処分書別紙）

令和2年2月25日提出

知立市長 林 郁 夫

専決第1号

専決処分書

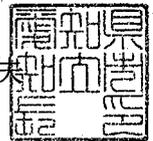
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

物損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

- 1 損害賠償の額 金116,941円
- 2 事故の概要
  - (1) 発生日時 令和元年12月12日 午前10時00頃
  - (2) 発生場所 知立市広見三丁目1番地 知立市役所北側駐車場内
  - (3) 経過 生涯学習スポーツ課職員が、公用車を所定の車庫に後進により駐車しようとして方向転換した際、前方不注意により、駐車中の相手方車両に接触し、これを損傷させたものの。
- 3 相手方の損害の程度 車両（日産 ラフェスタ）の前部の擦過傷
- 4 過失割合 知立市100パーセント 相手方0パーセント
- 5 和解の内容
  - (1) 市は、相手方の損害額の全額を支払う。
  - (2) 市及び相手方は、和解日以降は、本件に関し、裁判上又は裁判外において、一切の異議の申立て又は請求をしないこととする。

令和2年1月22日

知立市長 林 郁



## 議案第 1 号

### 第 6 次知立市総合計画の変更について

第 6 次知立市総合計画を別紙のとおり変更するため、知立市まちづくり基本条例（平成 1 7 年知立市条例第 4 号）第 1 3 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 林 郁 夫

#### 提案理由

この案を提出するのは、第 6 次知立市総合計画を変更するため必要があるからである。

## 議案第 2 号

### 第 2 期知立市子ども・子育て支援事業計画の策定について

第 2 期知立市子ども・子育て支援事業計画を別紙のとおり策定するため、知立市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 2 5 年知立市条例第 2 9 号）第 2 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 林 郁 夫

#### 提案理由

この案を提出するのは、第 2 期知立市子ども・子育て支援事業計画を策定するため必要があるからである。

## 議案第 3 号

### 知立市緑の基本計画の策定について

知立市緑の基本計画を別紙のとおり策定するため、知立市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 25 年知立市条例第 29 号）第 2 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

知立市長 林 郁 夫

#### 提案理由

この案を提出するのは、知立市緑の基本計画を策定するため必要があるからである。

## 議案第 4 号

### 知立市都市計画マスタープランの策定について

知立市都市計画マスタープランを別紙のとおり策定するため、知立市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 25 年知立市条例第 29 号）第 2 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

知立市長 林 郁 夫

#### 提案理由

この案を提出するのは、知立市都市計画マスタープランを策定するため必要があるからである。

議案第 5 号

知立市表彰条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市表彰条例の一部を改正する条例

知立市表彰条例（昭和 4 5 年知立市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「者」を「もの」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「者」を「もの」に改め、同条第 7 号中「納税及び貯蓄」を「納税貯蓄」に改め、同条第 8 号中「並びに水」を「又は水害」に改め、同条第 1 0 号中「認められる者」を「なるもの」に改め、同条第 1 1 号中「その他」の次に「市長が」を、「表彰する」の次に「こと」を加え、「者」を「もの」に改め、同号を同条第 1 2 号とし、同条第 1 0 号の次に次の 1 号を加える。

(11)本市に多額の寄附をしたもの

第 4 条第 1 項第 1 号中「1 2 年」を「8 年」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「1 6 年」を「1 2 年」に改め、同項第 4 号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 前 3 号に掲げる者以外の者で、議会が同意し、又は選挙した者として当該同意又は選挙に係る職に 1 6 年以上在職したもの

第 4 条第 2 項中「第 3 号」を「第 4 号」に改める。

第 6 条を削る。

第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条第 1 号中「禁固」を「禁錮」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条を第 8 条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の知立市表彰条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第1号から第4号までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に同項第1号から第4号までに掲げる職に在り、かつ、施行日において引き続きその職に在る者及び施行日以後に同項第1号から第4号までに掲げる職に就く者について適用する。
- 3 平成29年7月20日前に農業委員の職に在った者についての新条例第4条第1項第4号の規定の適用については、当該農業委員の職に在った期間を議会が同意した者であった期間とみなす。

#### 提案理由

この案を提出するのは、市政功労者表彰の基準を見直すため必要があるからである。

議案第6号

知立市工場立地法に基づく準則を定める条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月25日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市工場立地法に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）は、次の表のとおりとする。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域（以下「準工業地域」という。）	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域（以下「工業地域」という。）	100分の5以上	100分の10以上
都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の定めのない区域のうち、都市計画法第	100分の5以上	100分の10以上

18条の2第1項の規定に基づき定められた知立市の都市計画に関する基本的な方針により産業促進拠点に位置付けられている地域（以下「指定地域」という。）		
---	--	--

（建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合）

第4条 前条に規定する区域における緑地面積率の算定において、緑地以外の環境施設以外の施設又は太陽光発電施設と重複する土地及び工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号）第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地の面積に算入することができない。

（敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）

第5条 特定工場の敷地が第3条に規定する区域及び同条に規定する区域以外の区域（以下「その他の区域」という。）のうち2以上の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、準工業地域、工業地域又は指定地域の敷地割合が最も高いときは当該敷地の全部について当該敷地割合が最も高い区域に係るこの条例の規定を適用し、その他の区域の敷地割合が最も高いときは当該敷地の全部についてこの条例の規定を適用しない。

（他の地方公共団体の長との協議）

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

（環境施設の配置における周辺の地域への配慮）

第7条 特定工場における環境施設の配置は、住宅地との隣接部分等の周辺部に、当該工場の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案し、その地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）備考第1項第2号及び第3号並びに第3項の規定を準用する。この場合において、法準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは、工業地域及び指定地域にあつては「0.05」と、準工業地域にあつては「0.1」と、同項第3号中「0.25」とあるのは、工業地域及び指定地域にあつては「0.1」と、準工業地域にあつては「0.15」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは、工業地域及び指定地域にあつては「0.05」と、準工業地域にあつては「0.1」と、同項第2号中「0.25」とあるのは、工業地域及び指定地域にあつては「0.1」と、準工業地域にあつては「0.15」と読み替えるものとする。

提案理由

この案を提出するのは、特定工場における緑地等の設置に関する基準を緩和する必要があるからである。

## 議案第 7 号

知立市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

知立市固定資産評価審査委員会条例（昭和 4 5 年知立市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 8 号

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める条例（平成 2 2 年知立市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 2 3 日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、市長の給料月額の特例の期間の延長のため必要があるからである。

## 議案第9号

知立市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月25日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

知立市身体障害者福祉センター条例（昭和56年知立市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「身体又は精神に」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、知立市身体障害者福祉センターの利用者の資格を明確化するため必要があるからである。

議案第 10 号

知立市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

知立市附属機関の設置に関する条例（平成 26 年知立市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部知立市障害者地域自立支援協議会の項の次に次のように加える。

知立市地域福祉計画策定委員会	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき地域福祉計画の策定に関し必要な事項を調査審議すること。	15 人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉、医療又は学校教育の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 市民	2 年
----------------	---	--------	--	-----

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
（知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

障害者地域自立支援協議会委員

」を

「

障害者地域自立支援協議会委員

地域福祉計画策定委員会委員

」に改

める。

#### 提案理由

この案を提出するのは、知立市地域福祉計画策定委員会を設置するため必要があるからである。

議案第 1 1 号

知立市特別保育等の実施に関する条例及び知立市特定教育・保育施設  
及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条  
例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市特別保育等の実施に関する条例及び知立市特定教育・保育施設及び特  
定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

(知立市特別保育等の実施に関する条例の一部改正)

第 1 条 知立市特別保育等の実施に関する条例（昭和 6 2 年知立市条例第 5 号）の  
一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び病児・病後児保育の実施」を「、病児・病後児保育の実施及び  
預かり保育の実施」に改める。

第 2 条第 2 項を削る。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(預かり保育の実施)

第 6 条 預かり保育の実施は、特別利用保育（法第 2 8 条第 1 項第 2 号に規定す  
る特別利用保育をいう。）を利用する小学校就学前子どものうち、特別利用保  
育の保育時間を超えて保育が必要なものについて、規則で定めるところにより  
行うものとする。

(知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の  
一部改正)

第 2 条 知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条  
例（平成 2 7 年知立市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び」を「、預かり保育及び」に改める。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条中「病児・病後児保育料」の次に「、預かり保育料」を加え、同条を第10条とする。

第8条第1項中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(預かり保育料の徴収及び額)

第8条 市長は、特別保育等実施条例第6条に規定する預かり保育を行ったときは、保護者から預かり保育料を徴収する。

2 前項に規定する預かり保育料の額は、1時間につき200円とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、特別利用保育を利用する児童に対し預かり保育を実施するため必要があるからである。

議案第 1 2 号

知立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

知立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
2 6 年知立市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項各号列記以外の部分中「もの」の次に「（速やかに修了することを  
予定している者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の安定した運営を継続するため  
必要があるからである。

議案第 13 号

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

知立市国民健康保険税条例（昭和 45 年知立市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書及び第 23 条中「58 万円」を「61 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の知立市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 14 号

知立市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市手数料条例の一部を改正する条例

知立市手数料条例（昭和 45 年知立市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 個人番号の通知カードの再交付の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

## 議案第 15 号

### 知立市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市印鑑条例の一部を改正する条例

知立市印鑑条例（昭和 50 年知立市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 6 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 10 条第 1 項中「第 7 号」を「第 6 号」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条及び第 10 条の改正規定は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の知立市印鑑条例第 6 条の規定は、令和 2 年 9 月 1 日以後に申請される印鑑の登録について適用し、同日前に申請された印鑑の登録については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この案を提出するのは、成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図る等のため必要があるからである。

議案第16号

知立市改良住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月25日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市改良住宅条例の一部を改正する条例

知立市改良住宅条例（昭和60年知立市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「保証人」を「連帯保証人1人と」に改める。

第15条第2項中「10日」を「末日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、保証人の人数の改定等のため必要があるからである。

## 議案第 17 号

### 知立市市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市市営住宅条例の一部を改正する条例

知立市市営住宅条例（平成 9 年知立市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 1 号中「2 人」を「1 人と」に改め、同条第 3 項中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

第 17 条第 2 項中「10 日」を「末日」に改める。

第 42 条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係るこの条例による改正前の知立市市営住宅条例第 42 条第 3 項に規定する利息については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この案を提出するのは、公営住宅法の一部改正等に伴い必要があるからである。

議案第 18 号

西三河都市計画事業知立駅周辺土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

知立市長 林 郁 夫

西三河都市計画事業知立駅周辺土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

西三河都市計画事業知立駅周辺土地区画整理事業施行規程（平成 11 年知立市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「の日」を「があった日の翌日」に、「年 6 パーセント」を「法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、土地区画整理法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 19 号

知立市水道事業の設置に関する条例及び知立市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市水道事業の設置に関する条例及び知立市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(知立市水道事業の設置に関する条例の一部改正)

第 1 条 知立市水道事業の設置に関する条例(昭和 45 年知立市条例第 87 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(知立市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 知立市下水道事業の設置等に関する条例(平成 30 年知立市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 20 号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を廃止し、及び認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項において準用する第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

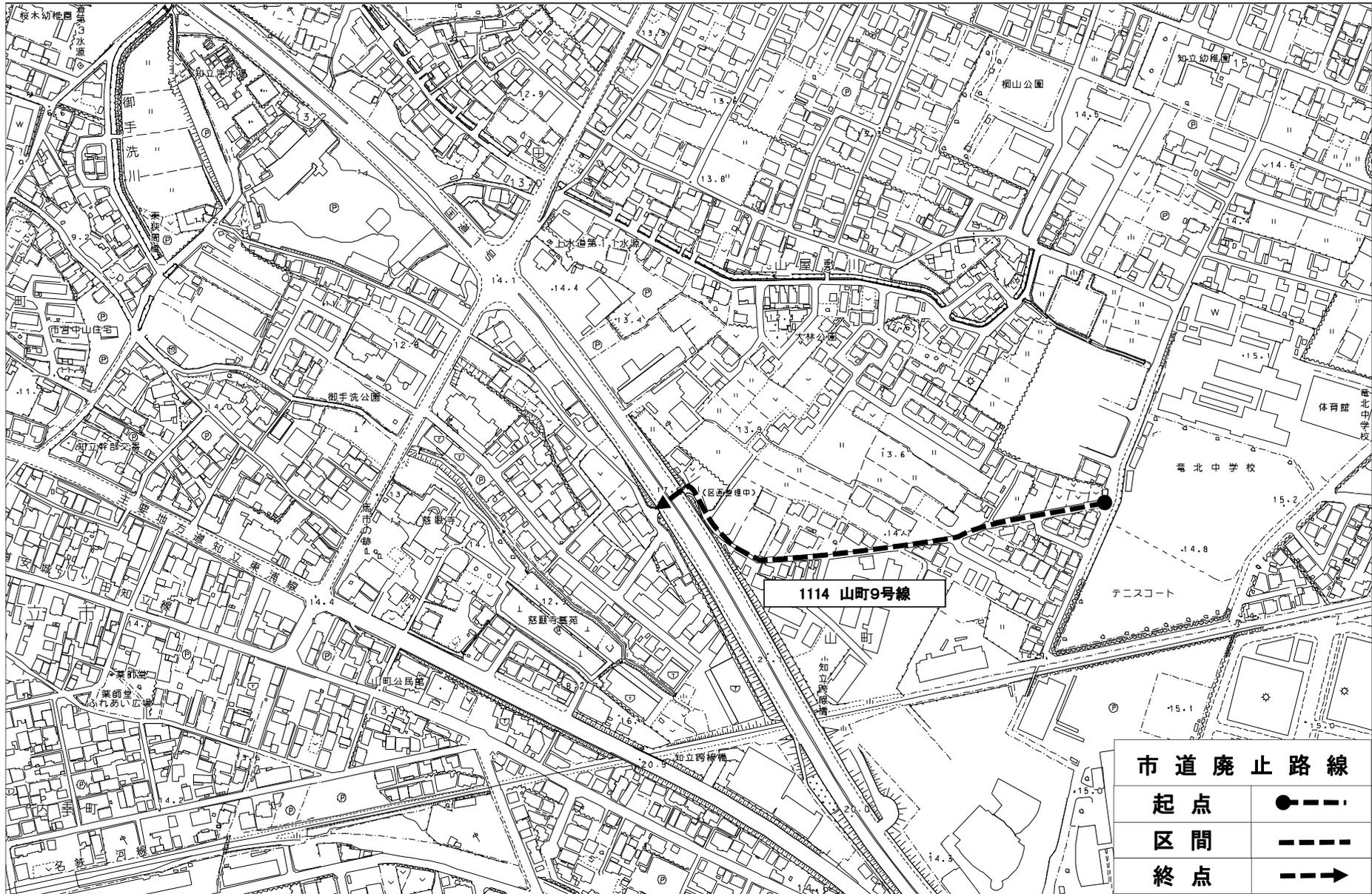
知立市長 林 郁 夫

提案理由

この案を提出するのは、新たに道路の整備をするため既認定路線を廃止し、認定する必要があるからである。

## 廃止路線

整理番号	路線名	起 点	終 点
1114	山町9号線	山町大林	山町四組



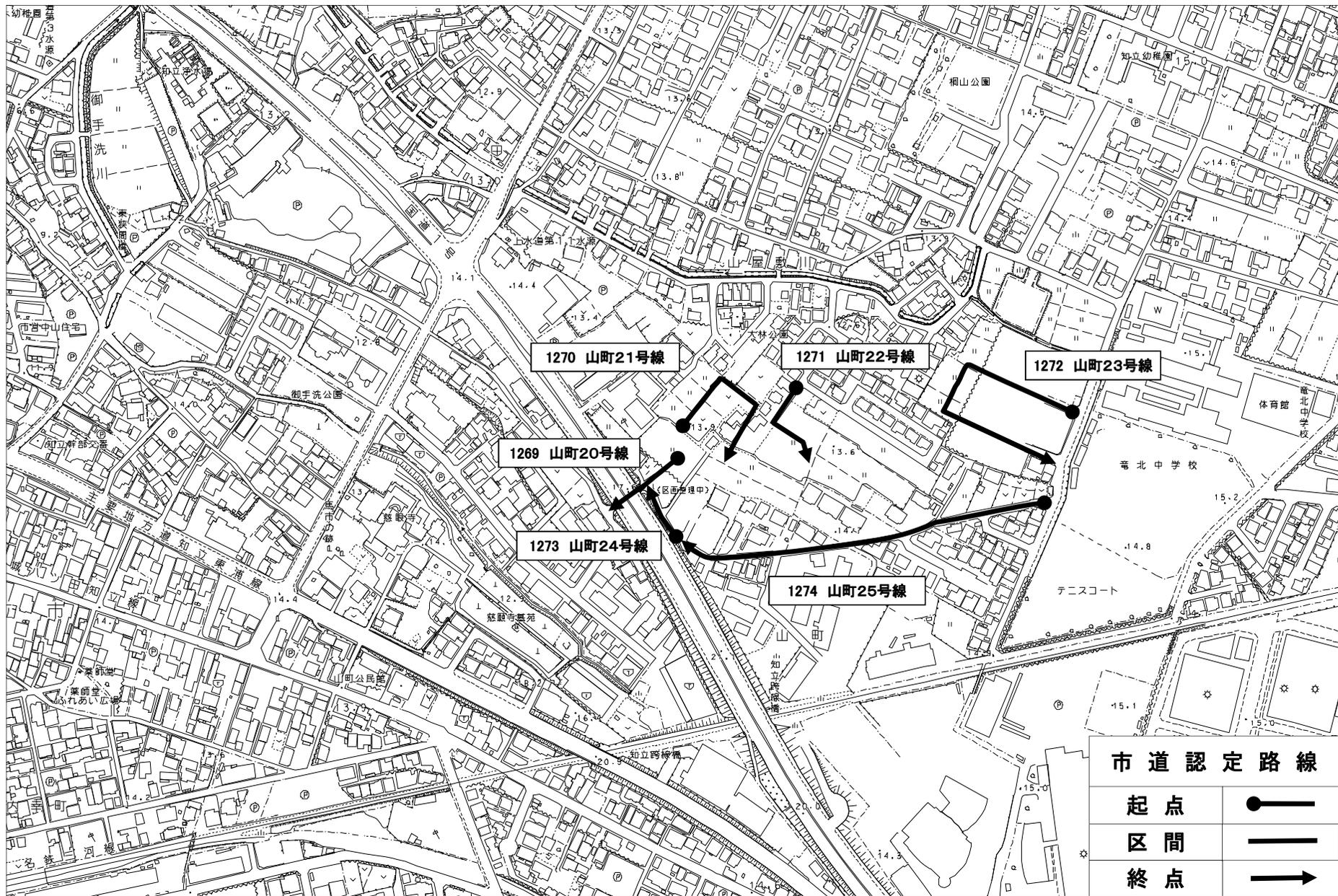
1114 山町9号線

市道廃止路線

起点	● - - -
区間	- - -
終点	- - ->

## 認定路線

整理番号	路線名	起 点	終 点
1269	山町20号	山町大林	山町大林
1270	山町21号	山町大林	山町大林
1271	山町22号	山町大林	山町大林
1272	山町23号	山町大林	山町大林
1273	山町24号	山町大林	山町大林
1274	山町25号	山町大林	山町四組
2362	谷田町70号線	谷田町宝土	谷田町宝土



1270 山町21号線

1271 山町22号線

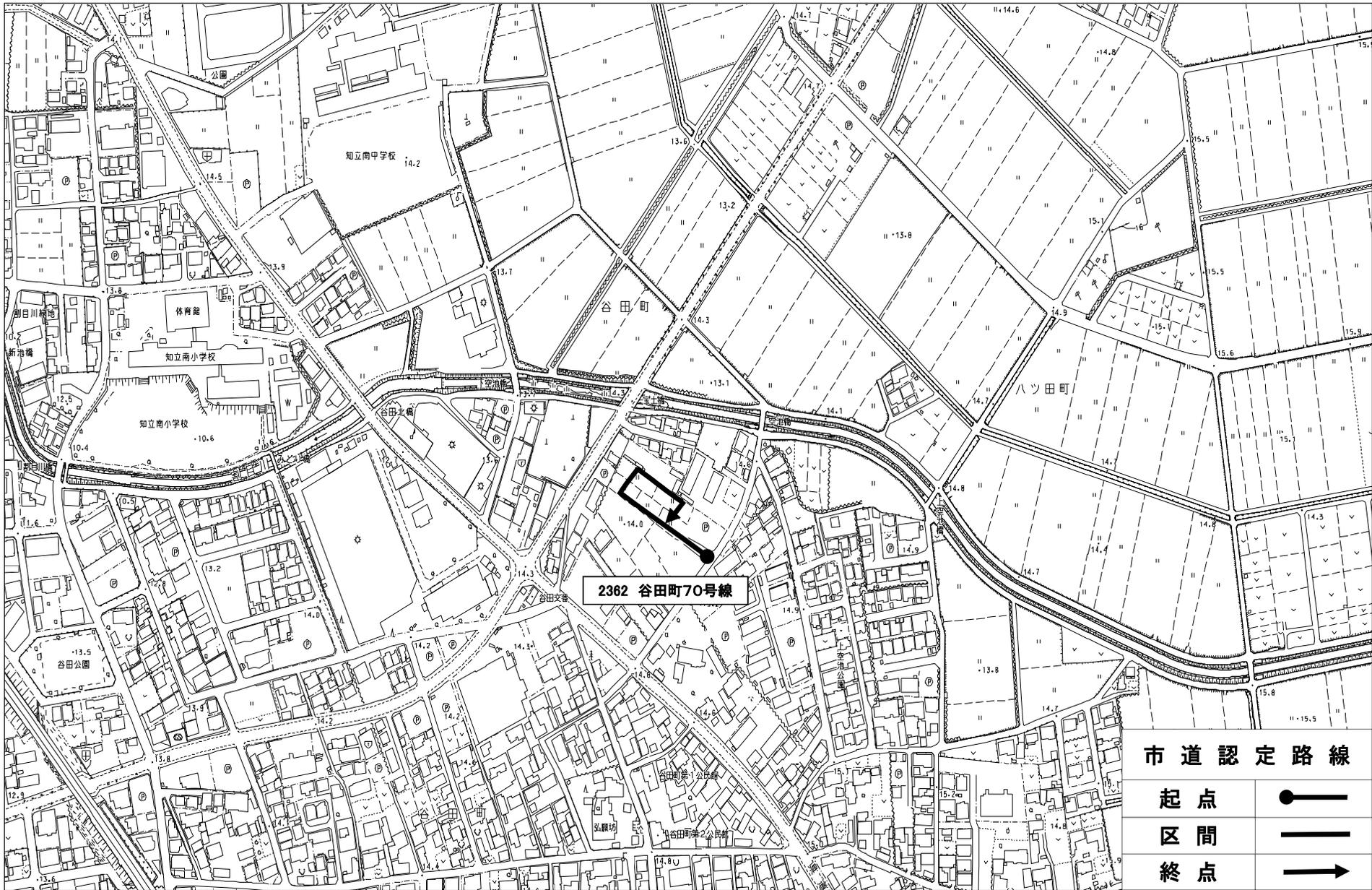
1272 山町23号線

1269 山町20号線

1273 山町24号線

1274 山町25号線

市道認定路線	
起点	●
区間	—
終点	→



議案第 21 号

指定金融機関の指定について

知立市指定金融機関として下記の者を指定したいので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

岡崎信用金庫

提案理由

この案を提出するのは、指定金融機関の指定のため必要があるからである。

